

No.	質問及び回答（9月4日）
1	<p>Q. 指定管理者候補選定基準表の下部に※1と※2が記載されていますが、審査採点のときは審査項目に変更がありますか。 また、指定管理料の採点について、提案額によって点数が変わるようですが、どのような採点となりますか。</p> <hr/> <p>A. 既に示している選定基準表のとおり審査項目に加除修正はありません。 また、指定管理料の配点については、選定基準表の下部の「※1 採点基準（配点）」に記載してあるとおり点数が決まっています。指定管理料の配点は30点であるため、採点は「特に優れている30点・優れている24点・普通18点・やや劣る12点・非常に劣る0点」のいずれかとなりますので、各委員の審査表へは共通の点数を記入します。 採点については、選定基準表の審査項目にある計算式で計算し、計算数値によって次のとおり決定します。</p> <p>30点：最低提案額（最低提案額は複数ある場合は全て30点とします。 また応募が1社のみの場合も同様です。）</p> <p>24点：計算数値が30未満～20以上</p> <p>18点：計算数値が20未満～10以上</p> <p>12点：計算数値が10未満～ 0以上</p> <p>0点：市基準額以下であれば、「非常に劣る」ことはないため0点とはなりません</p> <p>例：配点30 * $\frac{(\text{市基準額 } 9,000 \text{ 千円} - \text{当該者提案額 } 8,700 \text{ 千円})}{(\text{市基準額 } 9,000 \text{ 千円} - \text{最低提案額 } 8,400 \text{ 千円})}$ = 計算数値 (15.0) ∴ 採点点数 = 18点</p>